



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お 知 ら せ

記者発表資料 平成30年11月12日

同時発表先： 合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、岡山県政記者クラブ

岡山県内の建設企業等を対象とした 社会保険加入推進地域会議を開催します

～建設業における社会保険加入推進に向けた取り組みの拡大～

社会保険加入に積極的に取り組む岡山県内の建設企業等を対象とした「岡山県建設業社会保険加入推進地域会議」を、中国地方整備局や関係機関との共催※1により、以下のとおり開催します。

これまでも、建設業においては、社会保険加入対策が行われているところですが、対策の徹底を図り、より地域に根ざした取り組みにするため、岡山県内の建設企業等を対象※2とした会議を開催するものです。

※1 (一社)岡山県建設業協会、(一社)日本建設業連合会 中国支部、建設産業専門団体中国地区連合会、岡山県、中国地方整備局が共催。

※2 建設業団体に所属しているか否かや、法人であるか否かを問わず、参加可能としています。

1. 日 時：平成30年11月30日（金） 15時40分～16時10分
2. 会 場：岡山県庁 本庁舎 9階大会議室（岡山県岡山市北区内山下2-4-6）
3. 主 な 内 容：建設企業による社会保険加入に向けた取組事例の紹介
「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」の採択
4. 取材について：報道関係者で傍聴を希望される方は、当日会場受付までお越し下さい。

<問い合わせ先>

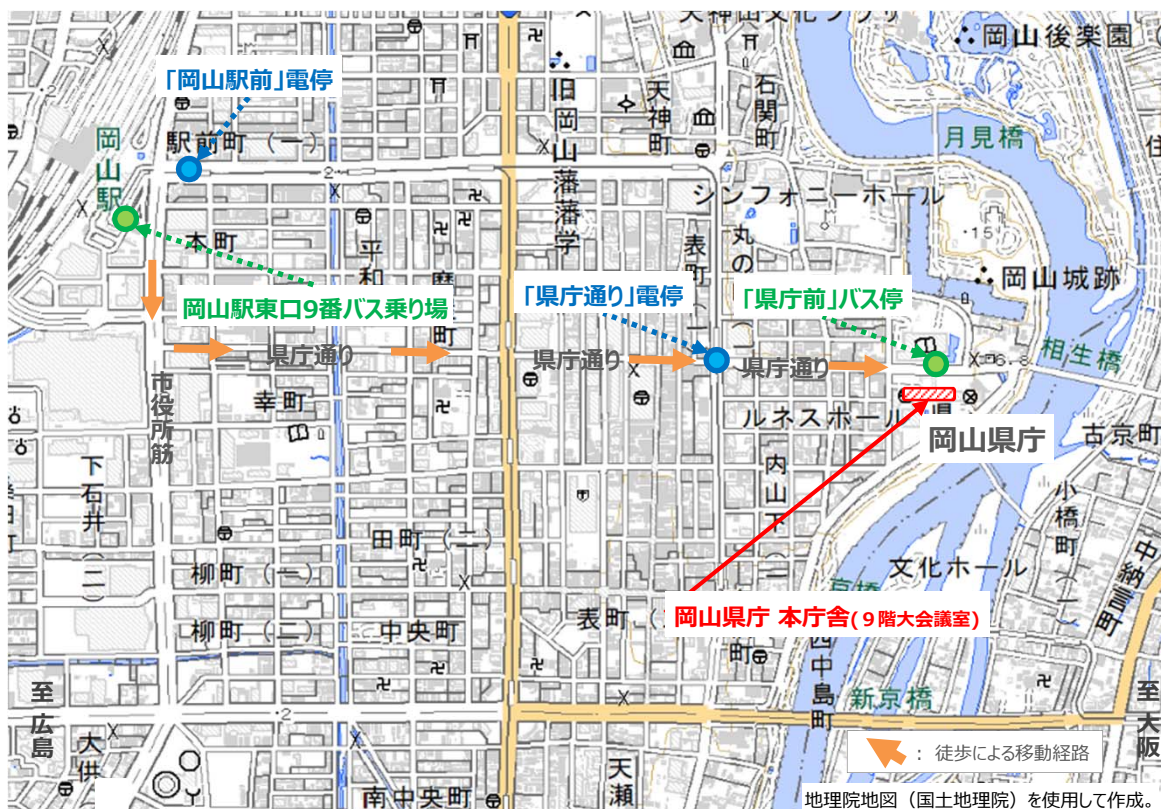
中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担 当】建政部 計画・建設産業課長 佐々木 高 志（内線6121）
建政部 計画・建設産業課長補佐 森 本 眞 宏（内線6142）

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 岩 下 恭 久（内線2117）
企画部環境調整官 井 上 和 久（内線3114）

会場案内図（岡山県建設業社会保険加入推進地域会議）

会 場 ： 岡山県庁 本庁舎 9階大会議室
(岡山市北区内山下2-4-6)



【交通案内】

《 路面電車 》

： “岡山駅前”電停から
「東山行き」の電車に乗車
⇒ “県庁通り”電停で下車後、
県庁通りを東方向に徒歩約5分。

《 バス 》

： 岡山駅東口の9番バス乗り場から
「⑧岡電高屋」行きのバスに乗車
⇒ “県庁前バス停”で下車。
(所要：約10分)
※岡山駅から県庁前に向かうバス路線は、他にもあります。

《 徒 歩 》

： 岡山駅東口からは約2 km。(所要：約25分)

岡山県庁周辺



地理院地図（国土地理院）を使用して作成。

駐車場はございません。
公共交通機関の利用に
ご協力をお願いします。

岡山県建設業社会保険加入推進地域会議

会議の目的

平成24年度から、建設業界と行政は一体となって、建設業の担い手確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の処遇改善や公平な競争環境の整備を目的に、社会保険加入対策に取り組んできました。

社会保険加入対策が始まってから6年が経過し、社会保険への加入率は上昇し、効果は着実に現れています。更なる社会保険への加入の徹底を図るとともに、地域に根ざした取り組みにするため、社会保険加入に積極的に取り組む建設企業等※を対象とし、『岡山県建設業社会保険加入推進地域会議』を開催するものです。

※建設業団体に所属しているか否か、法人であるか否かを問わず、参加可能としています。

会議の主な内容

この会議では、社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、

①**建設企業による社会保険加入に向けた取組事例の紹介**

②『**社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準**』の採択

を行います。

これにより、適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、技能労働者の処遇が向上すること、更には、担い手の確保に繋がることが期待されます。

なお、②の『行動基準』の採択後、行動基準を遵守いただける企業を『**社会保険加入促進宣言企業**』として募集し、中国地方整備局のホームページ等で公表させていただくことを予定しています。

参加対象

- ・岡山県内に拠点を置く建設企業
- ・岡山県内での施工実績を有する建設企業

※“建設業団体に所属しているか否か”や、“法人であるか否か”を問わず、参加可能です。

主催者

(一社)岡山県
建設業協会

(一社)日本建設業
連合会 中国支部

建設産業
専門団体
中国地区
連合会

岡山県

中国
地方整備局

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』 (案)

元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること